



令和4年7月5日

保護者の皆様へ

京都市立伏見板橋小学校  
校長 竹原 正樹

## 台風時等の非常措置

本校においては、台風（大雨・暴風）により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「**特別警報**」又は「**暴風警報**」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して下さい。

### 1 暴風警報について

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

◎「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）  
月・木曜日は13時30分、火・水・金曜日は13時55分から始業
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

※在校中に発令された場合は集団下校します。迎えが来ることになっている児童は学校に待機させます。

### 2 特別警報について

登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

◎「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）  
月・木曜日は13時30分、火・水・金曜日は13時55分から始業
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

※在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、「災害緊急時の児童引渡しについて」に沿って、「引渡し」が必要と判断した場合は、PTAメール配信・学校ホームページでお知らせします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。